

2026 年度 SasakawaNP（在宅看護分野）研修支援奨学金 募集要項

笹川保健財団は、急速な少子高齢化が進むわが国において、医師不足や医療資源の偏在が課題となる中、住み慣れた地域で人々の暮らしと健康を支える高度な実践能力を持った看護師（SasakawaNP（在宅看護分野）：SNP）を育成するため、以下のとおり奨学生を募集します。

1. 趣旨

本事業は、NP 教育課程（在宅看護領域）のある大学院に進学する看護師に対し、経済的な支援を行うとともに、実践的な実習機会を提供することで、将来の地域医療の中核を担う人材（SasakawaNP（在宅看護分野）：SNP）を育成することを目的とします。

2. 奨学金の概要

本奨学金は、以下の特徴を持つ独自の奨学金プログラムです。

（1）返済不要の給付型支援

経済的不安なく学業に専念できるよう、授業料等の負担を軽減します。

（2）実践的なフィールドの提供

全国の「日本財団在宅看護センター」を活用した実習により、在宅現場での実践力と具体的なキャリアイメージを養います。

ただし、給付にあたっては、奨学生としての義務（下記「8」参照）を履行することが条件となります。

<内容>

給付金額：年額 150 万円（上限）

※別途、2.（2）の実習にかかる費用等を支給予定。

給付期間：正規の修業年限（修士課程の2年間）

給付方法：審査の結果通知後、対象者の指定口座へ振り込みます。

採択予定人数：10 名程度

3. 応募資格

以下のすべての要件を満たす方。

（1）在籍要件

在宅医療・訪問看護の NP 教育課程（修士課程）に在籍している看護職。

- ・2026 年 4 月入学者（1 年生）
 - ・2026 年 4 月時点で在学中の者（2 年生※）
- ※初年度につき、修学継続支援のため 2 年生も対象とします。（本特例は 2026 年度募集に限る。）

(2) 専攻分野

在宅看護、地域看護、またはそれに準ずる領域を専攻していること。
（※クリティカル/急性期領域のみを専攻する者は対象外。）

(3) 実習参加

実習は当財団が指定する「日本財団在宅看護センター」においても実施すること。（大学院必修単位外）

(4) キャリアビジョン

大学院修了後、速やかに訪問看護ステーション、診療所、介護施設、在宅療養支援病院など、地域医療・在宅医療の現場で NP として就業する強い意思を有すること。

4. 募集期間

募集期間： 2026 年 7 月 24 日（金） ～ 8 月 31 日（月） [必着]

5. 応募方法・提出書類

笹川保健財団ホームページから所定の様式（様式 1～3）をダウンロードし、以下の書類を同封のうえ郵送してください。

- (1) 申請書（様式 1、写真貼付）
- (2) 志望理由書（様式 2）
- (3) 在学証明書（原本）
- (4) 成績証明書（直近のもの。新入生は最終学歴の成績証明書）
- (5) 奨学金・公的給付制度受給状況申告書（様式 3・下記「6」参照）
- (6) 在籍する NP 教育課程が在宅医療・訪問看護領域であることを確認できる資料（学生便覧、カリキュラム表、シラバス、募集要項等の写し）

6. 選考方法

選考スケジュール：

一次選考（書類）： 9 月上旬

二次選考（面接）： 9月下旬（オンラインまたは対面）

結果通知： 10月初旬

給付： 10月中（予定）

7. 他制度との併用に関する重要事項（必ずご確認ください）

本奨学金は、他団体の奨学金および公的給付制度との併用について、以下のとおり取り扱います。

（1）雇用保険の「専門実践教育訓練給付金」を利用する場合

本奨学金の受給者が、雇用保険の「専門実践教育訓練給付金」を申請する場合、本奨学金の受給状況についてハローワークへの申告が必要となります。

※本奨学金は教育訓練経費（入学金・授業料等）を対象とする給付であるため、給付金の算定において本奨学金相当額が控除対象とされる場合があります。その結果、給付金が減額または不支給となる場合があります。制度上の不適切な重複受給とならないよう、応募前に必ず管轄のハローワークへ確認してください。

（2）他団体の奨学金との併用

①貸与型（返済を要する）奨学金

併用可能です。

②給付型（返済を要しない）奨学金

同一の費用（入学金・授業料等）に対する重複支援を避けるため、原則として併用は認めません。

ただし、当該奨学金の用途が生活費等に明確に限定されており、本奨学金（教育訓練経費）と給付対象が重複しない場合は、例外として併用を認めることがあります。

（3）併用を認めない、または支給額を調整する場合

次のいずれかに該当する場合、併用を認めない、または支給額を調整することがあります。

- ・本奨学金と趣旨または給付対象（入学金・授業料等）が実質的に重複する奨学金を受給している場合
- ・その他、当財団が調整の必要があると認めた場合

（4）日本学生支援機構（JASSO）および大学独自奨学金との併用

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金および大学独自の奨学金についても、本項（2）の取扱いに準じます。

(5) 申告義務および変更の届出

応募者および受給者は、他の奨学金および公的給付制度の受給状況について、正確に申告する義務を負います。また、本奨学金の応募後または採用後に、他の奨学金等の受給状況に変更が生じた場合は、速やかに当財団へ届け出てください。

8. 奨学生の義務

本奨学金採用者は以下の義務を負います。

(1) 実習の実施

在学中に、当財団が連携する「日本財団在宅看護センター」等において実習を行い、地域での多職種連携や包括的ケアの実践スキルを磨くこと。

(2) ネットワーク活動への参加

奨学生同士の交流会や、日本財団在宅看護センターネットワークの事例報告会等に参加し、知見の共有に努めること。

(3) 活動データの提供

卒業後、NP としての活動実績（介入事例、多職種連携の成果、利用者アウトカム等）に関するデータ提供や調査に協力すること。（これは在宅 NP の有効性を社会に示すエビデンスとして活用します。なお、提供される情報は個人を特定できない形で匿名化されたものとします。）

9. 給付金の返還について

本奨学金は返済不要の給付型奨学金です。ただし、奨学生が以下のいずれかに該当する場合、当財団は給付金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- ・申請時の書類等に虚偽の申告があった場合
 - ・大学院を修了しなかった場合（ただし、やむを得ない事情がある場合を除く）
 - ・正当な理由なく奨学生としての義務を履行しない場合
 - ・その他、奨学生として不適切と認められる重大な事由がある場合
- 返還の可否および金額は、事情を勘案し当財団が決定します。

10. 問い合わせ・書類提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 5F
公益財団法人笹川保健財団「在宅 NP 奨学金」事務局
E-mail: community_health@shf.or.jp